

日健栄第 185 号
平成 26 年 12 月 12 日

会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理 事 長 下田 智久
(公 印 省 略)

拝啓

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび消費者庁消費者安全課長より当協会に対し、別添のとおり平成 26 年 12 月 10 日付け消安全第 386 号「健康被害発生後も継続利用を勧める美容・健康商品等について（要請）」の当協会会員への周知要請がありました。

会員各位におかれましては、同課長通知（別添）の内容をご確認の上、健康被害が発生した際に「好転反応」として継続利用を勧めたりしないことはもちろんのこと、健康被害の症状が発生した場合は利用者に商品利用の一旦停止と医療機関の受診を促すことを周知徹底されますようお願いいたします。

敬具

別添

平成 26 年 12 月 10 日付け消安全第 386 号「健康被害発生後も継続利用を勧める美容・健康商品等について（要請）」

問合せ先

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 健康食品部

TEL 03-3268-3131 FAX 03-3268-3135

e-mail : kenshoku@jhnfa.org